瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十五日）
東　　大久保幸一郎　木村重信
佐藤謙一郎　　賀谷　智　竹中進
谷口忠雄　　中里邦夫　長塚三郎
桶口昌保　　外間実宣

瑞宝双光章を授ける（各通）
佐藤忍　檀　啓友　中田啓雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十三日）
（国立大学法人職員）　吉岡斉

瑞宝中綬章を授ける
松木捷彦

瑞宝小綬章を授ける
蝦名功　大木平吉　下房正英
菅原俊幸　高橋普正
（鹿児島市公立学校長）　竹迫一正美
永田政次　澤平弘　森一允

瑞宝双光章を授ける（各通）
森本肇　四方顯

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十四日）
正野芳三　立石敬周

瑞宝双光章を授ける（各通）
梅野文嘉　大越信幸
新澤茂　田早裕一

瑞宝単光章を授ける（以上一月十五日）
山本義見

瑞宝双光章を授ける（各通）
大島正春　仲野演久
藤本賢一　森修

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十六日）
岡宮正臣　工藤一致
栗林茂　増山満

瑞宝双光章を授ける（各通）
熊谷照雄　中村進　山崎正四

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月十七日）
竹田正信

瑞宝単光章を授ける（一月二十一日）

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

秋田労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、秋田県男子服・婦人服・子供服製造業最低工賃（平成27年秋田労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成30年２月22日

秋田労働局長　松本　安彦

秋田県男子服・婦人服・子供服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　秋田県の区域内で男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務、婦人服製造業に係るワンピース、上衣、スカート、ズボン若しくはブラウスのまとめの業務又は子供服製造業に係るワンピース、上衣、スカート若しくはズボンのまとめの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表に掲げる品目、工程及び規格の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品　目	工　程	規　格	金　額
男子服 背広上衣 ズボン	奥まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	１枚６センチメートルにつき　８円
	逆まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	１枚12センチメートルにつき　15円
	端まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	１枚６センチメートルにつき　８円
	千鳥まつり	針目が４センチメートル間隔に５針以上	１枚４センチメートルにつき　10円
	星入れ	針目が７センチメートル間隔に10針以上	１枚12センチメートルにつき　15円
	ボタン付け	根巻き付きカボタン	１個につき　18円
		根巻き付き	１個につき　13円
		根巻き無し	１個につき　７円
	ループ止め	２センチメートル以上４センチメートル以下	１か所につき　10円
	×印しつけ	３センチメートル以上４センチメートル以下	１か所につき　７円
	糸くず取り	上衣	１枚につき　29円
		ズボン	１本につき　13円
	かんぬき止め	ズボン８か所	１本につき　29円
婦人服 ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	裏まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	１枚６センチメートルにつき　８円
	千鳥まつり	針目が４センチメートル間隔に５針以上	１枚４センチメートルにつき　10円
	星入れ	針目が７センチメートル間隔に10針以上	１枚12センチメートルにつき　15円
	ボタン付け	根巻き付きカボタン	１個につき　18円
		根巻き付き	１個につき　13円
		根巻き無し	１個につき　７円

褒　賞

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年二月十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

四方　祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

皇室事項

御祝電

天皇皇后両陛下は、ノルウェー国国王陛下の御誕生日につき、二月二十日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定の解除について

平成30年２月14日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。

平成30年２月22日

農林水産大臣　齋藤　健

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　秋田県北秋田市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、北秋田市、山本郡藤里町（以上１市１町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）、大館市、山本郡三種町（以上１市１町について次の図に示す干害防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）